

# 福岡市公報

令和 8 年 3 月 30 日 第7223号(別冊11)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

— 目 次 — ページ

## 教育委員会

- 福岡市教育委員会公印規則の一部改正（規則第 6 号）…………… 1
- 福岡市教育委員会事務局組織規則の一部改正（規則第 7 号）…………… 1
- 福岡市教育委員会職員人事異動取扱規則の一部改正（規則第 8 号）…………… 3
- 福岡市教育委員会職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程の一部改正（訓令第 5 号）…………… 3
- 福岡市教育委員会職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程の一部改正（訓令第 6 号）…………… 3

## 教育委員会

福岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市教育委員会

### 福岡市教育委員会規則第 6 号

福岡市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

福岡市教育委員会公印規則（昭和34年福岡市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 給与証明専用福岡市教育委員会教育長印の項中「人事課長」を「労務課長」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市教育委員会

### 福岡市教育委員会規則第 7 号

福岡市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

福岡市教育委員会事務局組織規則（昭和47年福岡市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項服務指導課の分掌事務に次の1号を加える。

(3) 公務員倫理に関すること。

第3条第1項健康教育課の分掌事務第7号中「滞納整理」を「滞納整理等」に改める。

別表第3 3 主査の表を次のように改める。

### 3 主査

所属		特命事項	人数
総務部	総務課	学校事務調整	1
	放課後こども育成課	運営支援	1
職員部	労務・給与課	学校の働き方改革推進等	1
教育環境部	施設課	事業推進	1
	学校設備課	体育館空調	1
		空調PFI	1
指導部	学校企画課	保幼小中連携	1
		学びの改革推進	1
	中学校教育課	部活動指導体制等検討	1
	高校教育課	市立高校あり方検討	1
	安全・安心推進課	学校安全・安心推進	1
	教育ICT推進課	教育データ活用等	1
		システム構築等	1
		次期NW構築等	1
	教育相談課	登校支援	1
		教育課程等	1
		勤務条件等	1
		開校準備	3
	施設整備	1	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

---

福岡市教育委員会職員人事異動取扱規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市教育委員会

#### 福岡市教育委員会規則第 8 号

福岡市教育委員会職員人事異動取扱規則の一部を改正する規則

福岡市教育委員会職員人事異動取扱規則（平成15年福岡市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「、辞令書」を「辞令書」に改める。

第 3 条第 1 項中「人事課長」を「人事課」に、「職員課長」を「職員課」に、「所管の課長）」とを「所管課）」と、規程第 3 条第 2 項中「総務企画局人事部服務課」とあるのは「教育委員会職員部服務指導課」とに改め、同条第 2 項中「職員共済課長」を「労務課長」に、「、教育委員会職員部職員課長」を「教育委員会職員部労務・給与課長」と、「職員共済課長」とあるのは「職員課長」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

---

#### 福岡市教育委員会訓令第 5 号

福岡市教育委員会職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程（平成 6 年福岡市教育委員会訓令第 6 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市教育委員会

第 5 条第 1 項中「人事課長」を「労務課長」に改める。

---

#### 福岡市教育委員会訓令第 6 号

福岡市教育委員会職員の休暇、欠勤、出勤簿等の取扱に関する規程（昭和29年福岡市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市教育委員会

第 3 条の表中「人事課長」を「服務課長」に改める。

